

議 第 8 8 号

企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改
正 する 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 する
条 例 を 下 記 の と お り 制 定 する も の と する 。

令 和 7 年 （ 2 0 2 5 年 ） 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一
部 を 改 正 する 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 （ 昭 和 2
8 年 条 例 第 1 6 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する 。

第 1 7 条 第 2 項 中 「 た め 1 日 の 勤 務 時 間 の 」 の 次 に 「 全 部 又 は 」 を
加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 する 。

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月4日条例第16号）

改正後		改正前
(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。		(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。